

半田市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から1か月間半田市建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名称	起点側地番	終点側地番	最小幅員	最大幅員	延長
1703	浜田14号線	浜田町一丁目 20番3地先	浜田町一丁目 30番地先	5.9	10.5	166.0
1704	浜田15号線	浜田町一丁目 32番1地先	浜田町一丁目 41番地先	5.6	10.5	137.0
2702	源内林29号線	乙川源内林町三丁目 46番17地先	乙川源内林町三丁目 46番15地先	6.0	10.3	131.6
5430	栄町30号線	栄町一丁目 12番12地先	栄町一丁目 12番7地先	5.0	9.2	58.2
5431	東郷16号線	東郷町三丁目 21番17地先	東郷町三丁目 21番18地先	3.8	3.9	16.7
8448	花園74号線	花園町四丁目 9番1地先	花園町四丁目 11番17地先	5.2	10.3	158.1
8449	花園75号線	花園町四丁目 13番1地先	花園町四丁目 5番5地先	6.0	10.3	44.1
8450	有楽104号線	有楽町五丁目 215番5地先	有楽町五丁目 215番11地先	6.0	12.6	163.3
8451	有楽105号線	有楽町五丁目 216番1地先	有楽町五丁目 216番3地先	6.0	11.8	56.7